

射水市立学校体育施設開放事業の手引き

使用団体用

1. 学校体育施設開放事業について

| | |
|-------------------|---|
| (1) 目的 | 1 |
| (2) 開放施設 | 1 |
| (3) 開放日時 | 2 |
| (4) 使用資格 | 2 |
| (5) 施設使用料 | 2 |
| (6) 事業の大まかな流れについて | 2 |

2. 団体登録の流れ ※今年度から登録方法を変更しました

| | |
|-----------------|---|
| (1) 使用登録申請書の提出 | 3 |
| (2) 許可書の発行 | 7 |
| (3) 使用料の減免について | 7 |
| (4) 団体登録の原則 | 7 |
| (5) 登録内容の変更について | 8 |

3. 使用申込の流れ

| | |
|-------------------|---|
| (1) 使用調整会議へ出席 | 8 |
| (2) 使用申請書の提出 | 8 |
| (3) 使用の原則 | 8 |
| (4) 使用調整会議の流れについて | 8 |

4. 使用施設料の支払いについて

| | |
|-----------------|---|
| (1) 体育館 | 9 |
| (2) グラウンド（夜間照明） | 9 |

5. 使用上の心得

6. Q&A（よくあるご質問）

1. 学校体育施設開放事業について

(1) 目的

射水市教育委員会の管理する学校の体育施設を、学校教育の支障にならない範囲で地域住民に供することにより、本市におけるスポーツの普及を図り、健全な団体活動を促進することを目的としています。

(2) 開放施設

| 地区 | 開放校 | 開放施設 | AED 設置場所 |
|-------------|----------|----------------|---------------------------------------|
| 新湊地区 | 新湊放生津小学校 | 体育館・グラウンド | 保健室外壁(グラウンド側) |
| | 作道小学校 | 体育館・グラウンド・夜間照明 | 保健室外壁(グラウンド側) |
| | 片口小学校 | 体育館・グラウンド・夜間照明 | 保健室外のベランダ (グラウンド側) |
| | 堀岡小学校 | 体育館・グラウンド・夜間照明 | 保健室外(グラウンド側) |
| | 東明小学校 | 体育館 | 体育館後方出口外 (グラウンド側) |
| | 塚原小学校 | 体育館・グラウンド・夜間照明 | 校舎からグラウンドへ出る 出入口壁面 (グラウンド・プール側) |
| | 新湊中学校 | 体育館・グラウンド・夜間照明 | 体育館玄関外 |
| | 新湊南部中学校 | 体育館 | 職員室外(グラウンド側) |
| | 射北中学校 | 体育館・グラウンド | 職員室外(グラウンド側) |
| 小杉地区 | 小杉小学校 | 体育館・グラウンド・夜間照明 | 職員玄関外壁面 (グラウンド側) |
| | 歌の森小学校 | 体育館・グラウンド・夜間照明 | 児童玄関外(グラウンド側) |
| | 太閤山小学校 | 体育館・グラウンド・夜間照明 | 体育館玄関外 |
| | 中太閤山小学校 | 体育館・グラウンド・夜間照明 | 児童玄関外(グラウンド側) |
| | 金山小学校 | 体育館・グラウンド・夜間照明 | 職員玄関外壁面 |
| | 小杉中学校 | 体育館・グラウンド・夜間照明 | ピロティ(体育館外・グラウンド側) |
| | 小杉南中学校 | 体育館・グラウンド・夜間照明 | 正面玄関外 (グラウンド側) |
| 大門・大島 地区 | 大門小学校 | 体育館・グラウンド・夜間照明 | ランチルーム玄関外 |
| | 大門中学校 | 体育館 | 体育館玄関外 |
| | 大島小学校 | 体育館・グラウンド | 体育館玄関外壁 (グラウンド側) |

(3) 開放日時

【開放期間】4月1日から3月31日まで（年末年始等を除く）

【時間】午後6時から午後9時30分まで（夜間照明の使用は日没から午後9時30分まで）

※体育館・グラウンド（夜間照明）とも開放期間内であっても、学校行事等により使用できない日があります。

※ただし、休日日中の学校体育施設利用は各学校長判断とします。

※令和8年2月から冬季グラウンドと日曜日も新たに利用できるようになりました。

(4) 使用資格

- ①射水市に在住、勤務、在学する10名以上の団体であること
 - ②社会体育活動を目的としていること
 - ③責任者（成人）がいること
- ※宗教・営利・公益に反するような使用は認めていません。

(5) 施設使用料

【体育館】460円／回（小中学生の団体230円／回）

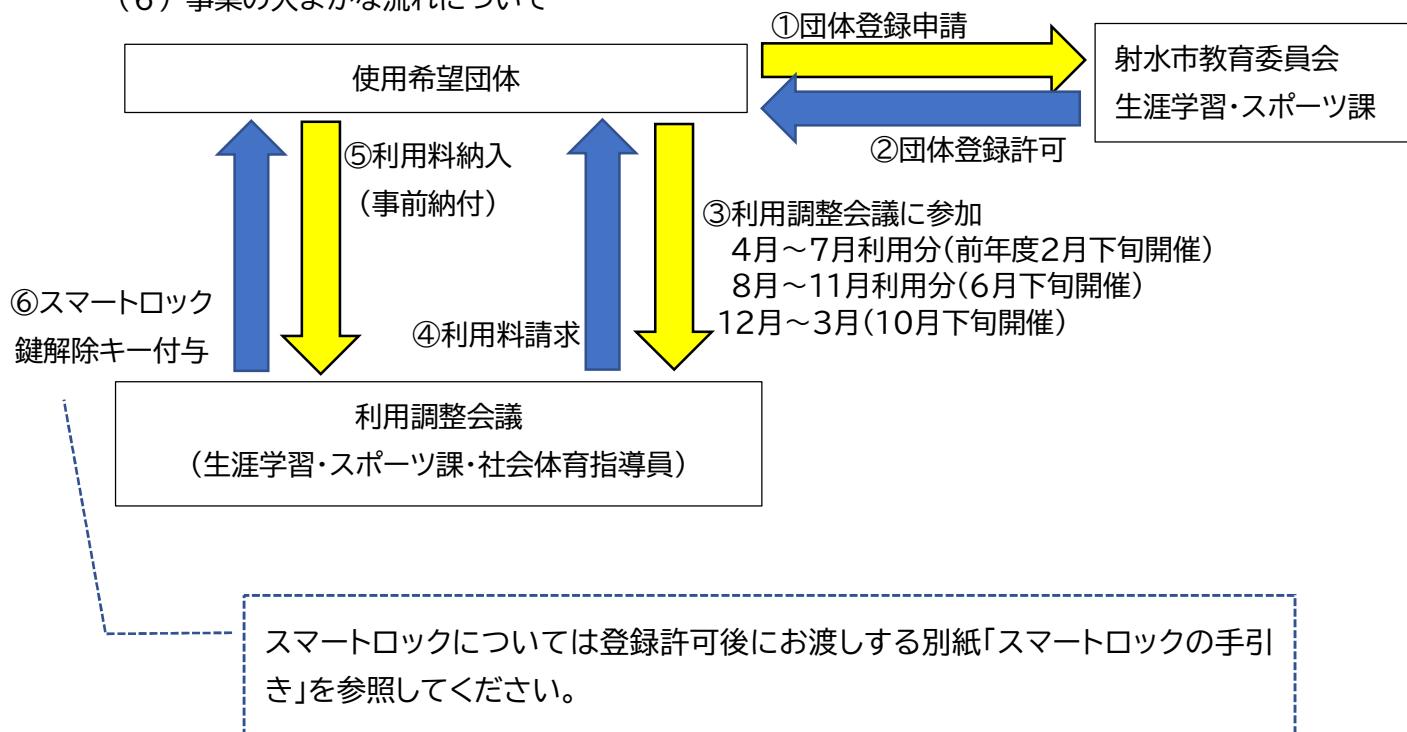
【グラウンド】無料

【夜間照明】600円／時間（小中学生の団体420円／時間）

※1時間未満の端数は、1時間として計算します。

【減免使用料】7ページ、2(3)「使用料の減免について」を参照してください。

(6) 事業の大まかな流れについて



2. 団体登録の流れ

(1) 使用登録の電子申請

☆令和8年度より射水市LINE公式アカウントから団体登録や使用申請を行います。体育館を開錠するPINコードや調整会議の日程等の各種お知らせもLINEで通知します。

☆団体登録をした方の端末(LINEアカウント)でのみ使用申請が可能です。また、全てのお知らせがLINEで通知されるので、必ず連絡責任者になる方が団体登録を行ってください。

- ① LINEの友だち追加ページからID「@imizu_city」を検索して
友だち追加するか、右記二次元コードより射水市LINE公式アカウントを
友達追加してください。



市ホームページ 市LINEアカウントについて

- ② 射水市公式LINEから以下のように「団体の登録申請」をしてください。

- ※ 団体の構成員名簿は以下の方法で申請します。必要であれば登録前にご用意ください。
・紙媒体の名簿を写真で写す
・Excel等のデータを添付
・紙媒体を郵送するか窓口に直接提出する。

2

「オンライン窓口」を選択

1

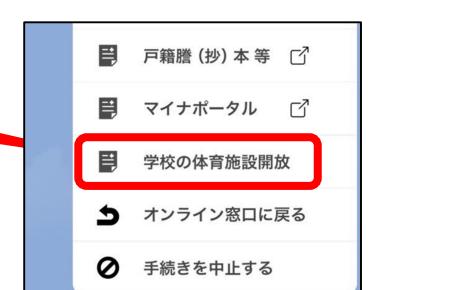
画面下のメニューを開く

3

「申請」を選択

4

「学校体育施設開放」を選択



5

「団体の登録申請」を選択



6

申請の前に、使用資格や宣誓内容をお読みください。内容を遵守し、団体の構成員にも周知いただける方は「宣誓・申請する」を選択してください。

申請の前にご確認ください

使用資格

- ①射水市に在住、勤務、在学する10名以上の団体であること
- ②社会体育活動を目的としていること
- ③責任者（成人）がいること

宣誓書

射水市学校体育施設を使用するにあたり、射水市教育委員会の定める射水市学校体育施設開放条例及び同施行規則と下記の事項について遵守し、団体の構成員にも周知することを誓約します。

記

- 1 許可された施設以外への立入りはしません。
- 2 開放校の敷地内において、喫煙又は火気の使用をしません。
- 3 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品及び動物の類を携帯、若しくは連行しません。
- 4 建物及び付帯設備又は備品を損傷し、若しくは滅失しません。
- 5 備品を許可無く他へ移動しません。
- 6 使用時間終了までに施設の整理整頓を行います。
- 7 許可を受けないで、開放施設内において物品等の販売、広告等の掲示及び配布並びに寄付金品の募集をしません。
- 8 宗教・富利目的・公益に反するような使用はしません。
- 9 その他児童生徒の教育活動や管理上に支障があるような使用はしません。

宣誓・申請する

7

「入力フォームを開く」を選択



射水市立学校体育施設開放使用登録
申請書

入力フォームを開く

8

- ・連絡責任者（LINEで入力する方）の情報
 - ・団体名・代表者の情報
 - ・使用目的と人数
 - ・希望曜日や保険加入の有無
- 全ての項目を入力し、最後に「送信」をタップします。

GovTech Express

p4.govtech-express.com

連絡責任者

連絡責任者_氏名

連絡責任者_郵便番号（ハイフンなし）

連絡責任者_住所

連絡責任者_電話番号

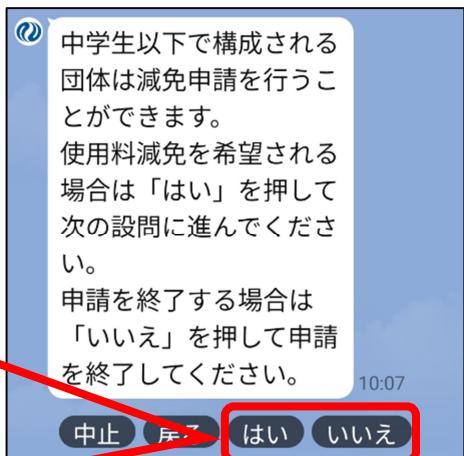
9

中学生以下で構成される団体は
使用料が減免されます。

減免申請を希望される場合は
「はい」を選択してください。

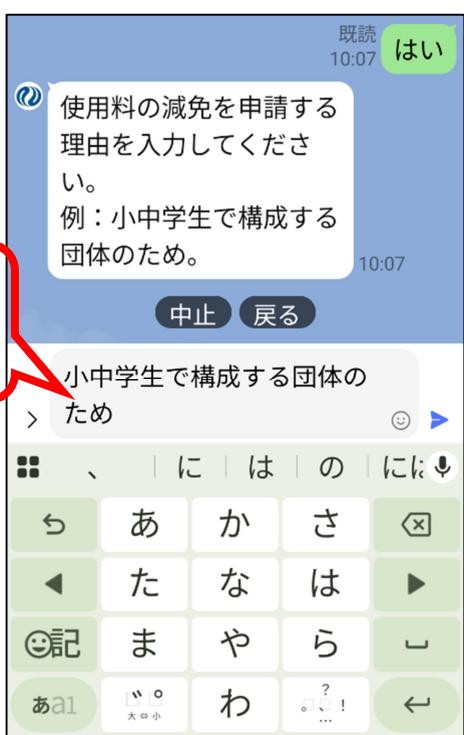
⇒ 10へ

該当しない団体の場合は
「いいえ」を選択してください
⇒ 11へ



10

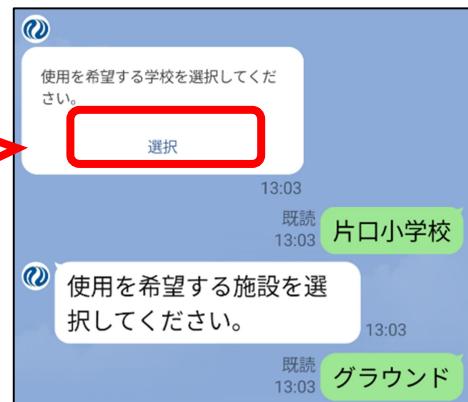
申請理由は例を参考に記入ください。



11

こちらを選択すると
下記のように一覧が表示されるの
で、希望校を選択してください

| 選択してください | |
|----------|----------------------------------|
| 新湊放生津小学校 | <input checked="" type="radio"/> |
| 作道小学校 | <input type="radio"/> |
| 片口小学校 | <input type="radio"/> |
| 堀岡小学校 | <input type="radio"/> |
| 声田小学校 | <input type="radio"/> |



12

希望する施設（体育館又はグラウンド）
を選択してください

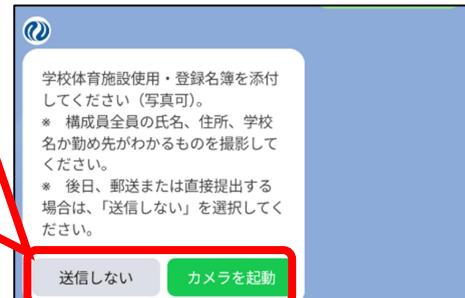
- ・団体登録は、1回の申請につき1施設（体育館又はグラウンド）のみ登録可能です。
体育館とグラウンドの両方を使用したい場合は、団体登録を2回行ってください。
- ※2校目については調整会議で場所を確保できてから団体登録をしてください。

13

構成員全員の氏名、住所、学校名か勤め
先が分かる書類の提出が必要です。

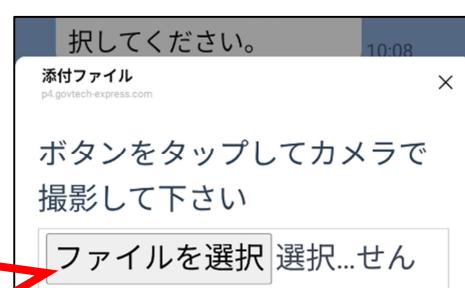
ご用意いただいた名簿をカメラで撮影し
たり、Excel等のファイルでアップロー
ドしたりする場合は「カメラを起動」を
選択してください。

紙媒体を郵送や窓口で提出される方は
「送信しない」を選択してください。



14

「ファイルを選択」を選択すると、カメラ
の起動か、スマートフォン内のデータを添
付するか選択します。



15

全ての項目を確認いただき、「申請」を選択してください。

なお、修正が必要な場合は、修正したい項目のところまで、「修正」や「戻る」を選択して戻ってください。

2施設目（体育館もグラウンドも両方）を利用したい場合は、申請後、①から再度、団体登録を行ってください。

申請内容の確認

| | |
|---------------|--------------------------------|
| 団体の名称 | 射水クラブ |
| 団体代表者_氏名 | 射水 花子 |
| 団体代表者_住所 | 射水市●●町■■番地 |
| 団体代表者_電話番号 | 080 |
| 連絡責任者_氏名 | 射水 太郎 |
| 連絡責任者_郵便番号 | 123-4567 |
| 連絡責任者_メールアドレス | XXXX@XXXX.XX |
| 減免申請の希望有無 | はい |
| 減免申請理由 | 小中学生で構成する団体のため 作道小学校 体育館 |
| 開放施設 使用備品 | |

申請内容に問題がなければ申請をタップしてください。

中止 修正 申請

※ 登録について不明な点があれば下記の窓口までご相談ください。

| 対象地区 | 相談窓口 | 問い合わせ |
|---------|-----------------------------------|---------|
| 新湊地区 | 射水市スポーツ協会 (新湊アイシン軽金属スポーツセンター内) | 82-8278 |
| 小杉地区 | ビルト・プレイズ歌の森体育館 (小杉体育館) | 56-6443 |
| 大門・大島地区 | 大門総合体育館 | 52-4655 |
| 共通 | 射水市教育委員会 生涯学習・スポーツ課 | 51-6637 |

(2) 許可書の発行

登録受付後、使用登録許可書が電子（LINE）で発行されます。

(3) 使用料の減免について

小・中学生の団体は使用料が減免されます。希望される場合は上記の電子申請の際に必要な項目を入力して申請してください。申請されない場合は使用料の減免はありません。

※活動状況を確認させていただく場合があります。

(4) 団体登録の原則

①活動実態が同一である団体が、団体の名称や代表者氏名を変更するなどして別団体として登録することはできません。

※違反の事実を確認した場合は、虚偽の申請として、団体登録を取り消します。

②営利目的を疑われる団体があるときは、該当団体に営利ではないことの証明を求める場合があります。

③学校体育施設の運営や管理に支障を来す団体は、教育委員会から処分することがあります。

(5) 登録内容の変更について

登録・名簿に変更がありましたら、変更した内容で再度団体登録を行ってください。

3. 使用申込の流れ

(1) 使用調整会議へ出席

団体の代表者は、地区単位で開催する調整会議に出席し、使用団体の希望日時、学校行事等を考慮しながら日割調整を行い、開放事業の円滑な運営にご協力ください。なお、調整会議での決定は、調整期間内限定のことであり、年間の利用を確約するものではありません。

①調整会議は、当該学校教員、登録団体代表者、事業担当者で開催します。

②調整会議は、必要に応じて開放校毎または全登録団体で開催します。

③調整会議に代表者または代理者が出席しない団体は、その期間の施設使用はできません。

④調整会議は、年3回行います。(2月下旬、6月下旬、10月下旬)

※使用申請以降は使用日を追加できません。

※必ず1団体1名が参加してください。

※連絡のない欠席、遅刻の場合は調整会議に参加できません。(使用申請も受け付けません)

(2) 使用申請書の提出

令和8年度から団体登録と同じく射水市LINE公式アカウントからの申請となります。

※調整会議で使用申請の仕方を説明します。

(3) 使用の原則

市内全体の平等性を考慮するため、以下を原則とします。

①1団体1地区1校の利用を原則とします。

※2校目を希望する場合は、1次調整後に利用枠が余っていれば2次調整から入ることができます。

調整会議の流れに従って他団体と調整を図ってください。

②調整会議後に個別に問い合わせて利用申請することはできません。

③土曜日及び日曜日の日中の使用については各学校へ問い合わせてください。

※上記以外の日程について団体が個別に学校に問い合わせることは禁止です。

④使用については地域の団体が優先されます。

※地域の団体

・開放校の中学校区内の住民で活動・構成されている団体（例：地域振興会・地区体協等）

(4) 使用調整会議の流れについて

「ゆずりあいの精神」をもって調整会議に臨んでください。

①1団体1校での使用調整（1次調整）を行います。【確定】

※全校分が終わるまでは全団体が残っていてください。

②1次調整が終わった後、空いている開放校で2次調整をおこないます。【確定】

4. 施設使用料の支払いについて

(1) 体育館

- ①教育委員会生涯学習・スポーツ課から使用回数分の納付書を送付します。
- ※納付書と使用申請の際の申請内容に間違いないことを確認してください。
- ②納付期限までに、指定金融機関または射水市役所会計窓口にて納入してください。
- ③納付がない場合、市内全体育施設の使用を禁止することがあります。
- ④施設利用の中止がある場合は、速やかに各地区の社会体育指導員まで連絡してください。
- ⑤使用者都合のキャンセルについては還付（返金）しません。

(2) グラウンド（夜間照明）

- ①照明はナイターコインを使用します。
- ②各地区の窓口で必要枚数を購入してください。（1回最大10枚まで）
- ③ナイターコインは同じ地区のものを使うようにお願いします。（他地区的コインを入れないこと）

ナイターコイン購入場所

| 対象地区 | 購入場所 | 受付時間 | 問い合わせ |
|---------|------------------------------------|--|---------|
| 新湊地区 | 新湊アイシン軽金属 スポーツセンター (新湊総合体育館) | 平日：午前9時～午後8時 日曜祝日：午前9時～午後4時 休館日：毎週火曜日 | 82-8277 |
| 小杉地区 | ビルト・プレイス 歌の森体育館 (小杉体育館) | 平日：午前9時～午後9時30分 日曜祝日：午前9時～午後5時 休館日：毎週月曜日 | 56-6443 |
| 大門・大島地区 | 大門総合体育館 | 平日：午前9時～午後9時30分 日曜祝日：午前9時～午後5時 休館日：毎週月曜日 | 52-4655 |

※新湊地区は相談窓口と異なりますので、お間違えの無いようお願いします。

5. 使用上の心得

- (1) 体育館の使用の際は、土足厳禁のこと。
- (2) 建物、付属施設、器具等を棄損または汚損するおそれのある行為をしてはならない。また、騒音を発したり暴力を振るったりするなど他人に迷惑を及ぼす行為はしないこと。
- (3) 学校に備え付けの体育の用具（ボール、マット、カラーコーン等）は使用しないこと。
- (4) 施設内で飲食してはならない。（水分補給のみ認める。）また、火気の使用、喫煙はしないこと。
- (5) 使用後は、使用場所の原状回復を行い、整理、清掃を必ず行うこと。また、使用中に出したゴミについては、各自が持ち帰り処分すること。
- (6) 消灯、施錠は確実に行うこと。また、活動終了後は速やかに帰宅すること。（21時30分までに使用者全員が施設外へ退場し、留まらないこと。）
- (7) 許可を受けた目的以外の使用、転貸し使用の権利を譲渡してはならない。また、許可を得ないで広告物等を掲示、配布しないこと。

- (8) グラウンドへ自動車および自転車を乗り入れてはならない。また、駐車の際、近隣の住民に迷惑をかけないこと。
- (9) 使用中に施設や設備を破損した場合、速やかに教育委員会生涯学習・スポーツ課または、各地区の窓口へ連絡し、使用団体が責任をもって修理または弁償すること。また、その備えとして損害保険等に加入しておくことが望ましい。
- (10) 万一の災害や活動中のけが・事故に備えて、AED の設置場所、誘導経路、連絡等の手順を周知しておくこと。

※注意事項を遵守しない団体は、使用許可を取り消す場合があります。

6.Q&A（よくあるご質問）

Q1：使用を中止・変更できますか？

A1：中止の場合、各地区の社会体育指導員に連絡してください。調整会議後の使用日の変更は原則として認めておりません。

Q2：使用を中止する場合、使用料金は還付されますか？

A2：使用者都合の中止については還付されません。学校都合により使用予定日が使用中止となった場合は次回利用での調整（還付）となります。

Q3：年度の途中でも団体登録はできますか？

A3：可能ですが、次回調整会議からの参加となります。まずは各地区の社会体育指導員にご相談ください。

Q4：調整会議で満足に施設をとれなかったのですが、空いている施設はありますか？

A4：調整会議終了後の追加の使用申請に関する対応はしていません。必ず調整会議において使用調整を行ってください。

Q5：学校体育施設を土日祝の日中に利用したいのですが・・・

A5：土日祝の日中の利用については、校長判断となりますので、直接学校へご相談ください。

【作成・発行】

射水市教育委員会 生涯学習・スポーツ課

〒939-0294

射水市新開発410番地1（射水市役所本庁舎4階）

Tel：51-6637 / Fax：51-6663

Mail：sports@city.imizu.lg.jp